

幼児教育の無償化 令和元年10月1日からスタート

入園料・保育料 月額2万5,700円まで無償

1号認定

- 満3歳から5歳児（小学校就学前）までの児童が対象です。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。

$$\left(\begin{array}{l} 4月入園の場合・・・入園料/12月=月額 \\ 10月入園の場合・・・入園料/6月=月額 \end{array} \right)$$

< 算定のイメージ >

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

- ◇ 給食費や通園費等は無償化の対象外です。
- ◇ 市町村民税所得割額77,100円以下の世帯の児童や、全ての世帯の第3子以降の児童は、園が給食費として実費徴収した費用のうち「副食費相当分」に対し、給付金が支給されます。

預かり保育 月額1万1,300円まで無償

2号認定

- 共働き世帯の児童など、保育が必要な満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象です。
- 利用日数に応じて、月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）

< 算定のイメージ >

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- ◇ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの児童は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象です。
- ◇ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。

無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要です。

- ①まずは、幼稚園から配られる「施設等利用給付 1号 認定申請書」に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。
- ②さらに、預かり保育も無償化を希望（保育必要性を認定された方のみ）する場合は、大村市こどもセンターで「施設等利用給付 2号（3号） 認定申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、大村市こどもセンターへご提出ください。

【 お問合せ先 】

大村市こども政策課

住 所：〒856-0832 大村市本町 413-2 大村市こどもセンター

T E L：0957-54-9100 F A X：0957-54-9174